

平成五年（行ウ）第一四三号

原告 土屋
被告 国勝

外一名

一九九四年八月二三日

原告訴訟代理人

弁護士 山下 幸夫

東京地方裁判所民事第三部 御中

準備書面（二一）

第一 被告らの平成六年六月一六日付準備書面（三）に対する認否
全て争う。

なお、被告は、「本件物件の写真の内容は」「巷に流布されているいわゆるヘアヌード写真に対してすら比較し得べくもない。」と主張しているが、本件写真集の写真の多くが白黒写真であることや、その撮影の手法やアングル等から見て、その「猥褻」度において、本件写真集の方が公刊されているヘアヌード写真と比べて遙かに凌駕しているなどとは到底言えない。

被告らは、要するに男性性器が被写体となっていることをもって、猥褻と主張していると思われるが、一般人がその写真からどのような印象を受けるかという観点から、その猥褻性を判断されるべきであり、男性性器が写っているとの一事をもって直ちに猥褻と判断することは、あまにも短絡的と言わなければならぬ。

第二 メイプルソープの作品の芸術性について

一 文書が「猥褻」であると判断される際には、その文書を全体的に判断し、かつ、科学・文学・芸術・学問その他の憲法上保障される社会的価値があるかどうか判断されなければならない（原告の一九九四年二月八日付準備書面（二）第二・三、同四）。本件では、芸術的価値があるかどうか判断されなければならない。

二 証人飯沢耕太郎の証言によると、メイプルソープの作品の芸術的評価についての専門家の認識は、次の通りであると認められる。

1 メイプルソープは、一九七〇年代から八〇年代にかけての写真表現の歴史の上で、全世界的に見て、肉体・性・裸体といった人間存在の根源にかかわる事象を非常に突き詰めて表現したという意味で、極めて重要な写真家である（証人飯沢耕太郎の証人調書第一二項）。

2 一九八〇年代以降の現代美術において、写真を使った現代美術の分野が非常に勢力を持ってくるが、メイプルソープはその第一人者の地位を得ている（同調書第一四項）。

3 本件写真集は、一九八八年にアメリカで現代美術を主として扱って

おり、世界的に非常に評価の高いホイットニー美術館で開かれたメイプルソープの大回顧展のカタログとして刊行された写真集であり（同調書第二八項）、メイプルソープの仕事の全体像を概観するという意味で貴重な写真集である（同調書第二九項）。

三 また、これまで刊行された美術評論等によると、メイプルソープの作品の芸術的評価についての専門家の認識は、次の通りであると認められる。

1 ジョージ・レヴィンスキー著（伊藤俊治・笠原美智子訳）『ヌードの歴史』（甲第一二号証）は、メイプルソープを男性ヌードの歴史の中に位置付け、「超シュルレアリスティックな現代ヌード写真の第一人者である。」と評価している（同書三五四頁）。

2 小久保彰著『現代写真の展開』（甲第一四号証）は、メイプルソープが「最も軽蔑され、汚辱にみちたジャンル、ポノグラフィの可能性にチャレンジしたのである。彼のこれらの主題は驚嘆すべきものである。しかし、審美的に抑制された完璧な美学によって、決して猥褻

ではないし、性的興奮をあたえるようなことはない。もし、性的に興奮させたとしたら、その作品は失敗しているといえるだろう。完璧なアートの感銘は、性的興奮をはるかに超えているからである。」と評価している（同書一四八頁）。

3 鈴木行は、メイプルソープにつき、「写真という技術によって写真の究極の姿に至ろうとしたのではなく、過去の偉大な芸術家たちの残した伝統、とりわけ宗教的なモチーフをものした画家たちの精神に、写真という技術によって触れようとしたタイプの芸術家であった。この意味で、メイプルソープは写真家ではなく写真という技術を使った芸術家とみるのが正しいのではないか。」と評価している（雑誌『アサヒカメラ』一九九二年六月号一一六頁Ⅱ甲第二一号証）。

4 佐倉良樹は、「ロバート・メイプルソープは、写真芸術にはじめて黒人の裸体を本格的に持ち込んだ白人フォトグラファーとして記憶されるべきだろう。（中略）そして重要なことは、彼がそれを考えられるかぎり最高に美しいライティングで撮影し、ことさら大きなプリ

ントに引き伸ばしたことだ。『花を撮るようにペニスを撮影し、性器を撮るようにフラワーを撮影した』。メイプルソープの一連の作品に關して与えられる評価のなかでもきわめて使い古された表現だが、それが古代ギリシャ・ローマから始まる西洋美術史のなかにはけっして見られなかった異形の美学であることはまちがいない。」と評価している（雑誌『STUDIO VOICE』一九九四年一月号二八頁以下Ⅱ甲第二四号証）。

四 ある文書に、科学・文学・芸術・学問その他の憲法上保障される社会的価値があるかどうかについては、裁判所に芸術性それ自体の判断を求めらるものではなく、その方面の専門家の証言等を通じて、あくまで憲法的な観点からその社会的評価をすることを意味するのであり（奥平康弘『同時代への発言上』八二頁）、そのような観点からは、右のように、写真芸術に対する専門家が、メイプルソープにつき一様に優れた芸術家であると認識しており、それに基づいてその評価が公刊物に表明され流通している現状においては、裁判所は本件写真集に対して、芸術性とい

う社会的な価値を認定すべきである。

第三 税関検査の限界とその不平等性について

一 税関検査は、基本的には、日本国内における猥褻物頒布罪（刑法一七五条）を予防するための手段として予め水際で、猥褻物が国内に持ち込まれることを未然に防ぐことを企図されていると考えられる（被告らの平成五年一月八日付準備書面（一）第四・一・2）。

二 しかし、税関検査は必要と認められるものについてだけ検査を行い、結果として税関検査が行われずに輸入許可を受けて国内に引き取られる場合があることを被告ら自身が認めており（被告らの平成五年一月八日付準備書面（一）第五・二）、税関制度自体がそもそも輸入禁制品を水際で阻止するような体制にはなっていないことは被告ら自身も認めているところである（この点については、既に、原告の一九九三年一月二一七日付準備書面（一）第二・三・3で主張した）。

三 さらに、最近では、CD-ROMというデジタル化された情報の形で

国外から大量に情報が流入するようになり（「警視庁が『ヘア』を眺めつつ思っている本当のところ」『サンデー毎日』一九九三年九月十九日号一五三頁Ⅱ甲第三六号証、江田道夫「時代の流れ」に喘ぐ東京税関のワイセツ摘発最前線事情」『噂の真相』一九九三年一〇月号七九〜八〇頁Ⅱ甲第三七号証）、また、デジタル化された情報を電話回線を使用して国外から日本に送信する方法によれば、完全に税関検査を免れることができる。現にこのような方法により国外から日本に日本の水準から猥褻と考えられるような情報が流入しているという事実も存している（原告本人調書第八四項Ⅰ第八六項）。

四 このように見えてくると、現在のメディアの状況の中では、税関検査は、国民にとって極めて不平等かつ恣意的に権力行使がなされ、その結果、たまたま税関検査によって輸入禁制品に該当するとみなされた物だけが日本国内への持込みを禁止されるという結果となっていることが明らかである。

五 現に、本件写真集の場合のように、全く同じ写真集が国内に輸入され

て、それが国内的に、何ら猥褻物頒布罪等に問われることなく販売されているにもかかわらず（原告本人調書第五二項、第六二項）、税関検査において輸入禁制品に該当するとされて、国内への持込みを禁止されるというのは極めて異常な事態と言わなければならぬ。とりわけ、税関検査における輸入禁制品該当通知制度が、国内の猥褻物頒布罪を予防するため手段であるというのであれば、なおさらである。

六 したがって、税関検査のシステムは、右の意味において欠陥を有するものであって何ら合理性を有しない制度となっていると言ふべきであり、とりわけ、個人所持目的を含めて一律に輸入を禁止していること（この点の違憲性については、原告の一九九三年一月一七日付準備書面（一）第二・三で詳述した）と併せ考慮すると、憲法二一条一項が保障する表現の自由に対する萎縮的效果を与えるものとして違憲であるとされるべきである。

第四 原告の受けた精神的損害について

一 原告は、本件輸入禁制品該当通知を受けたことにより、以下のような精神的損害を受けた。

- 1 他の書籍、資料等を本件写真集と一緒に荷物としていたため、通関手続が非常に手間がかかったため、一緒に入れていた資料等を利用することに支障が出た（原告本人調書第七七項）。
- 2 本件写真集と他の荷物を仕分けするため、仕分手数料と、保税倉庫の保管料を支払わされた（原告本人調書第七七項、第八三項）。
- 3 アメリカで購入した際においても、一般の書店の美術書のコーナーにて売られており（原告本人調書第七三項）、しかも、本件写真集が、ホイットニー美術館でのメイプルソープ回顧展のカタログであるという性質を有していることから、東京税関長から輸入禁制品該当通知を受けることを全く予想していなかったにもかかわらず、該当通知を受けた（原告本人調書第七三項、第七四項）。
- 4 東京税関長に対する異議申立、大蔵大臣に対する審査請求を行う手続的な負担を負わされた（原告本人調書第三三項、第四二項）。
- 5 異議申立、審査請求のいずれもが棄却されたため、本訴を提起せざる

るを得なかった（原告本人調書第四三項）。

6 原告としては、国内にて本件写真集と同じ写真集を購入しているが、本件写真集にはポストン旅行の思い出の品という愛着があり、また、誰に見せても恥ずかしくないような芸術写真というつもりで購入した本件写真集が猥褻であるとの判断を受けたことは心外である（原告本人調書第八八項）。

二 右のような精神的苦痛を慰謝するためには、訴状にて指摘した通り、少なくとも金一〇〇万円を要すると言うべきである。

第五 結 語

以上述べたところ及び従前に原告が主張してきたところから、本訴請求が速やかに認められるべきである。

以 上